

中間検査実施による運用について

(平成 25 年 4 月 1 日以降の確認申請受付分)

※本運用は、平成 25 年 4 月 1 日以降の確認申請受付分についてのものです。それ以前の確認申請受付分は、従前の運用を参照ください。

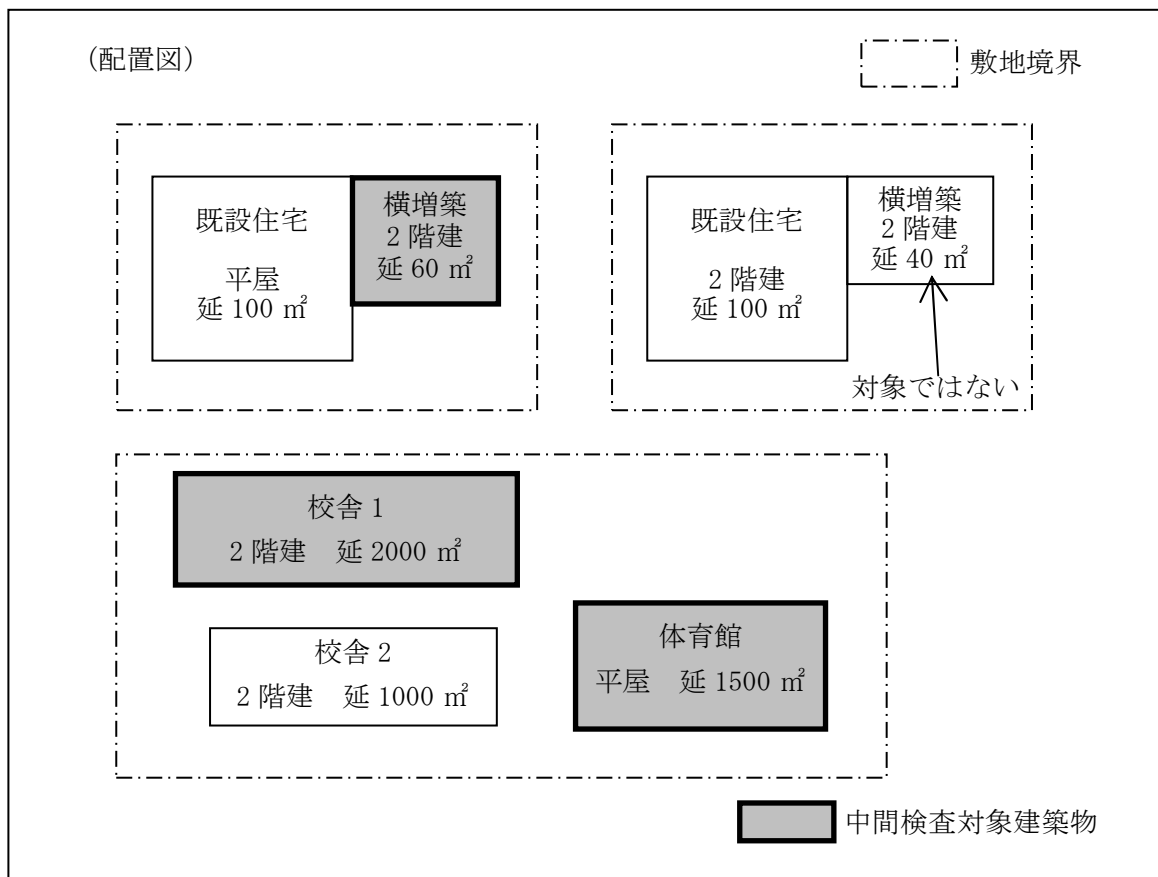
和歌山県（和歌山市を除く）における中間検査の対象

新築、増築、改築に係る部分が次に掲げるもの

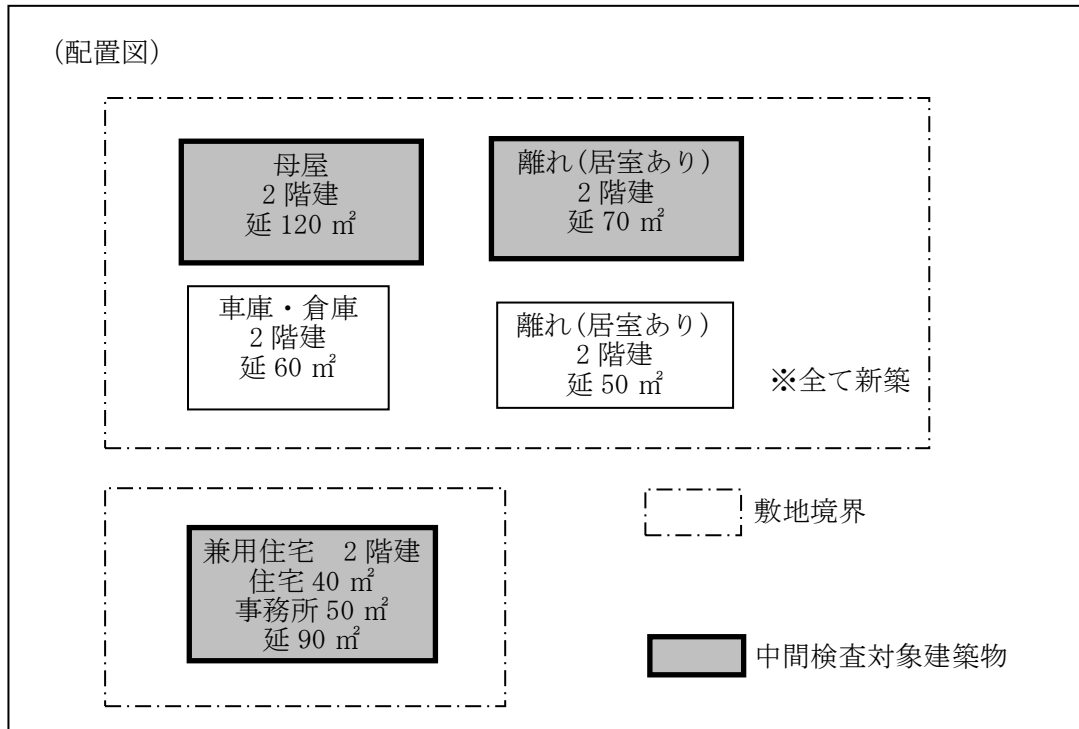
- (1) 一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅の用途に供する建築物で、階数が2以上かつ延べ面積が50㎡を超えるもの。（法第7条の3第1項第1号に規定する共同住宅を除く）。
- (2) 法別表第一（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が1000㎡を超えるもの又は階数が3以上のもの

I 中間検査の対象について

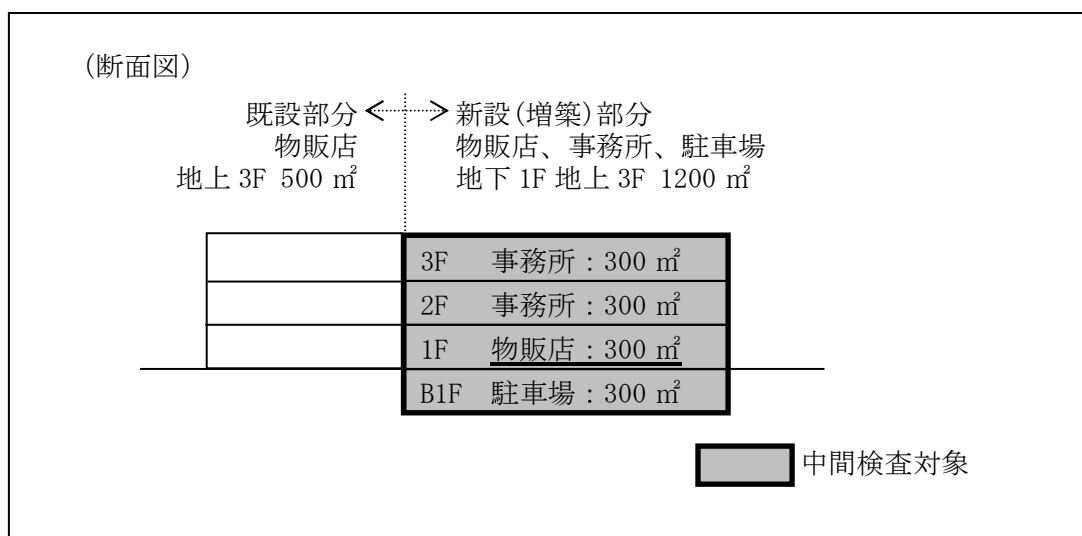
1. 新設工事（新築、増築、改築の工事）を行う部分の規模で判断します。
2. 同一敷地内に複数の建築物がある場合は、一の建築物ごとに判断します。



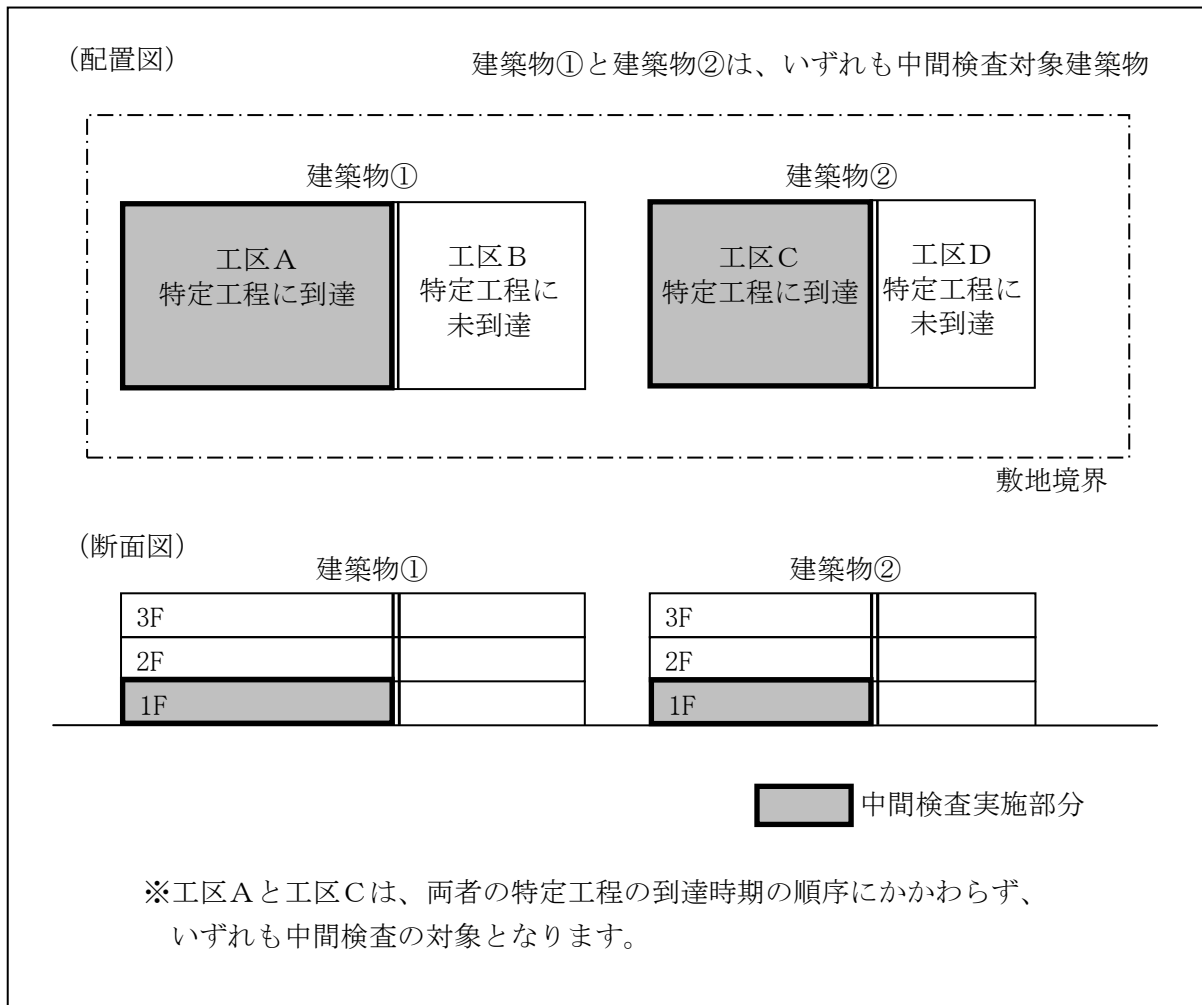
3. 「一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅の用途に供する建築物で、階数が2以上かつ延べ面積が50㎡を超えるもの。」の対象について
- ・同一敷地内にある離れ等の別棟は、住宅用途に供する居室があれば対象となります。
 - ・兼用住宅は、住宅用途とそれ以外の用途との床面積の大小にかかわらず、当該建築物の規模で判断します。



4. 「法別表第一(1)～(4)項に掲げる用途に供する建築物で延べ面積が1000㎡を超えるもの又は階数が3以上のもの」の対象について
- ・新設部分に法別表第一(1)～(4)項に掲げる用途に供する部分があり、かつ新設部分が延べ面積1000㎡を超える又は階数が3以上であれば、対象となります。



5. 1棟を2以上の工区に分けて施工し、特定工程に到達する時期が異なる場合は、最も早く特定工程に到達する工区について中間検査が実施されます。なお、対象建築物が複数ある場合は、各棟について最も早く特定工程に到達する工区においてそれぞれ実施されます。



注：「階数が3以上である共同住宅で、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」を含む建築物（法第7条の3第1項第1号に規定されるもの）はすべての工区に中間検査を実施します。

（平成19年6月20日付国住指第1332号の技術的助言より）

Ⅱ 中間検査の手数料対象面積について

1. 中間検査の申請手数料は下表のとおりです。

中間検査を行う部分の床面積の合計 A (㎡)	金額(円)
$A \leq 30 \text{ m}^2$	11,000
$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	13,000
$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	18,000
$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	28,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	46,000
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	63,000
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	110,000
$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	140,000
$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	190,000
$50,000 \text{ m}^2 < A$	390,000

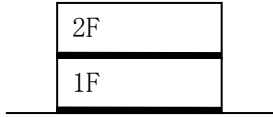
(参考) 中間検査を受けた建築物の完了検査手数料

完了検査を行う部分の床面積の合計 A (㎡)	金額(円)
$A \leq 30 \text{ m}^2$	11,000
$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	13,000
$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	18,000
$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	29,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	49,000
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	66,000
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	120,000
$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	150,000
$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	220,000
$50,000 \text{ m}^2 < A$	440,000

※中間検査対象外の建築物で完了検査のみを受ける場合と金額が異なりますので
注意願います。

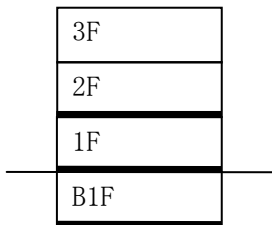
2. 「中間検査を行う部分の床面積の合計」は特定工程としている階までの床面積の合計となり、その床面積により手数料が算定されます。

①木造の場合



— 対象となる床面積 (1F+2F)

②鉄骨造、RC造、SRC造の場合



— 対象となる床面積 (B1F+1F+2F)

③鉄骨造、RC造、SRC造の場合 (平屋建ての場合)



— 対象となる床面積 (1F)

④2以上の工区に分けて施工する場合で同時期に特定工程に到達する場合

※工区Aと工区Bが同時に特定工程に到達



— 対象となる床面積
(B1F+1F+2F)

⑤ 2以上の工区に分けて施工する場合で特定工程に到達する時期が異なる場合

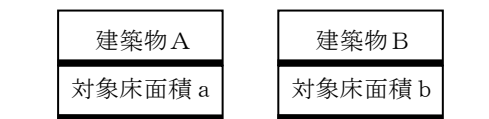
※工区Aが先に特定工程に到達



—— 対象となる床面積
(工区AのB1F+1F+2F)

⑥複数の対象建築物がある場合で同時期に特定工程に到達する場合

※AとBは同時期に特定工程に到達



—— 対象となる床面積

○検査はAとBと併せて実施

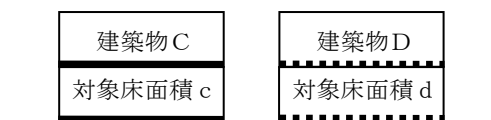
○手数料対象面積は、床面積 a と b の合計

○各棟の対象面積は①～⑤に準ずる

(例) $a = 700 \text{ m}^2$ 、 $b = 400 \text{ m}^2$
 $a + b = 1,100 \text{ m}^2 \rightarrow 63,000 \text{ 円}$
 (申請 1 回、合格証 1 通)

⑦複数の対象建築物がある場合で特定工程に到達する時期が異なる場合

※Cが先に特定工程に到達



—— 建築物Cの対象床面積
 - - - - 建築物Dの対象床面積

○Cの検査の実施後、Dの特定工程到達後にDの検査を実施

○手数料は、床面積 c と d のそれぞれに応じて算定

○各棟の対象面積は①～⑤に準ずる

(例) $c = 700 \text{ m}^2$ 、 $d = 400 \text{ m}^2$
 $c \rightarrow 46,000 \text{ 円}$ 、 $d \rightarrow 28,000 \text{ 円}$
 (申請 2 回、合格証 2 通)